

サステナビリティ調達ガイドライン

メニコンは、サステナビリティ調達方針に則り、サプライヤーの皆様とともに持続可能な社会の実現を目指すことを目的に、サプライヤーの皆様にご守っていただきたい内容をまとめた「サステナビリティ調達ガイドライン」を制定しました。サプライヤーの皆様につきましては、このガイドラインの遵守をお願いします。

1. 持続可能な社会の実現に向けたコーポレートガバナンスの遵守

サプライヤーの皆様には、本ガイドラインに記載された事項を確実に遵守し実行するため、以下の項目を含むマネジメントシステムを構築することを求めます。

1.1 コミットメントと責任

サプライヤーの皆様は、適切な人的および物的資源配分により、本ガイドラインに記載された事項に対するコミットメントを示してください。また仕入先にも同様の管理を求め、サプライチェーンの維持管理に努めてください。

1.2 リスクマネジメント

サプライヤーの皆様には、本ガイドラインに記載された対象分野において、リスクを特定、分析、評価し、適切に対応する管理体制を構築するよう求めます。

1.3 正確な記録と文書

サプライヤーの皆様は、本ガイドラインに求められる事項への適合や法令遵守を示すために、記録および文書を正確に作成・維持・管理することとします。また、本ガイドラインの遵守状況の確認要請に応じて、記録がメニコンまたはメニコンが指名する監査人による監査に提供されることとします。記録は判読可能かつ明確であり、隠蔽・怠慢・虚偽をしてはなりません。

1.4 研修と能力開発

サプライヤーの皆様には、本ガイドラインの事項に応えるべく、経営陣および従業員の知識・技能・能力を適切なレベルに到達させるため、教育研修体制を構築・運用するよう求めます。

1.5 継続的改善

サプライヤーの皆様には、持続可能な社会へ貢献するための目標を設定し実施計画を立てて実行すること、内部および外部へ開示しその評価によって特定された不備に対して原因調査を経て是正措置と予防措置を取ること、ならびにこれら一連の活動をマネジメントレベルでレビューすること、以上の活動を通じて本ガイドラインの事項について継続的に改善するよう求めます。

1.6 内部通報制度の構築

サプライヤーの皆様には、すべての従業員や取引先が、法令違反や業務上の懸念事項を、秘密かつ匿名で通報できる仕組みを構築することを求めます。また、内容に対応した調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じるようお願いします。通報者に対しては、通報したことによって解雇・脅迫・嫌がらせなどの不利益を被ったり、報復の対象となったりしないよう保護するよう求めます。

1.7 事業継続の確保

サプライヤーの皆様は、事業活動を継続するため、災害やテロ、事故等の発生リスクを特定し、防止、低減するための事業継続計画(BCP)を立案しリスクの低減を図るようお願いします。また、やむを得ない理由により供給停止となる恐れがある場合、メニコンへ供給停止を速やかに連絡してください。

2. 地球環境への配慮

サプライヤーの皆様には、環境関連法令を遵守するとともに、環境保全に取り組むことを求めます。

2.1 環境マネジメント

サプライヤーの皆様は、環境に関して責任ある姿勢で効率的に業務を行い、環境に対する悪影響を最小限に抑えるよう努めてください。

2.2 化学物質の管理・環境汚染の防止

サプライヤーの皆様は、適正に化学物質を管理（保管・使用・廃棄）し、リスクアセスメントを実施するようお願いします。特に廃棄物、排水、または排気は、環境に放出する前に適切に制御および処理することを求めます。また、供給する製品の含有化学物質情報を把握・調査し、情報提供にご協力をお願いします。このような適正管理によって環境汚染などの事故の防止に努めると共に、緊急時には迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防止するようお願いします。また、メニコンへ被害状況ならびに対応を報告するようお願いします。

2.3 資源の持続可能で効率的な利用

サプライヤーの皆様には、エネルギーの有効活用ならびに水不足地域における水消費量の低減、省資源化や資源の有効活用（資源利用の削減・再利用・リサイクル）に向けた対策を講じるよう求めます。

2.4 温室効果ガス排出削減

サプライヤーの皆様には、事業活動での温室効果ガスの排出量管理と継続的な削減活動を推進することを求めます。

2.5 生物多様性への配慮

サプライヤーの皆様には、生物多様性の保全と、その持続可能な利用に努めるとともに、生物多様性に配慮した調達活動を行うようお願いします。また、動物保護の観点から、画期的な分析方法の活用、使用する動物数の削減、あるいは手順の改善による苦痛の最小限化により、動物実験の必要性の低減に取り組

むよう務めてください。科学的に妥当であり、規制当局の許可が得られる場合には、代替策を用いるよう求めます。

3. 基本的人権の尊重

「世界人権宣言」をはじめとする国際的枠組みおよび規範等の思想に基づく人権を理解し尊重します。サプライヤーの皆様においても、人権を尊重することを求めます。

3.1 人権の尊重と差別・ハラスメントの排除

サプライヤーの皆様には、従業員およびステークホルダーの人権を尊重し、募集、採用から配置、処遇、教育、退職などあらゆる雇用の場面において人種・信条、肌の色・性（性自認・性的指向を含む）・宗教、国籍・言語・身体的特徴・財産・出身地などに基づくあらゆる差別的な取り扱い、各種ハラスメントを行わず、人権を尊重することを求めます。また、サプライヤーの皆様には、メニコンに対するサービス、製品、または財の提供過程において、人身売買および奴隷制度にかかわる法規制を含む人権事項に関する法律を遵守するよう求めます。

3.2 非人道的な扱いの禁止

サプライヤーの皆様は、苛酷かつ非人道的な処遇（従業員に対する性的嫌がらせ・性的虐待・身体的懲罰・精神的または身体的強要・暴言による虐待を含む）のない、ならびに係る処遇の恐れのない職場を提供するようお願いいたします。

3.3 適正な賃金の支払い

サプライヤーの皆様には、最低賃金・超過勤務・賃金控除・出来高賃金・その他給付などに関する各国・地域の法令を遵守し適切な給与を支払うよう求めます。また、不当な減給を行わないようお願いいたします。

3.4 労働時間、休暇・有給休暇の公正な適用

サプライヤーの皆様は、従業員の労働時間の決定、および休日、年次有給休暇の付与などについて、各国・地域の法令を遵守してください。

3.5 強制労働・奴隷労働の禁止

サプライヤーの皆様には、強制または拘束労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買によって得られた労働力を用いないよう求めます。また、すべての就業を強制することなく、従業員が自由に離職できることを保証するようお願いいたします。

3.6 児童労働の禁止および若年労働者への配慮

サプライヤーの皆様には、各国・地域の法令が定める就労可能年齢に満たない者を雇用しないよう求めます。また、若年労働者（各国・地域の基準に基づく）については、危険労働または夜間労働を認めないなど、特に各国・地域の法令に基づき、健康と安全に配慮するようお願いいたします。

3.7 結社の自由

サプライヤーの皆様は、従業員および従業員の代表者とのオープンなコミュニケーションと協議を促し、職場および賃金関連の問題解決を図るよう努めてください。また、国内法の規定に基づき、結社の自由、労働組合への加入、代表の選出、および労働者評議会への参加に関する従業員の権利を尊重するようお願いいたします。従業員は、報復、脅迫、あるいは嫌がらせなどを恐れることなく、労働条件について経営陣とオープンに対話することができる体制を整えるようお願いいたします。

3.8 労働安全衛生

サプライヤーの皆様には、従業員の安全と健康を守るために、安全な設備・作業環境・作業手順を整備し、各国・地域の労働関係法令を遵守するとともに、事故を防止するための安全対策や教育を講じるなど労働災害の防止に努めるよう求めます。

3.9 事業活動に係る国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重

サプライヤーの皆様には、事業活動に係る国や地域の伝統や慣習、および従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則などによりそれを妨げることをないよう配慮することを求めます。

3.10 責任ある調達活動

サプライヤーの皆様には、製品に含まれる紛争鉱物などの原材料が、原産地において人権侵害や環境破壊、紛争などに関与していないかを考慮した調達活動を行い、懸念のある場合には使用回避に向けた取り組みを行うことを求めます。

4. 法令順守と国際行動規範の尊重

サプライヤーの皆様と共に、倫理的な方法で誠実に事業活動を遂行し、公正な取引を行うよう努めます。サプライヤーの皆様においても、公正な取引を徹底するよう求めます。

4.1 公正な企業活動

サプライヤーの皆様には、公正な企業活動のために、コンプライアンスに関する方針や体制、教育などの仕組みを構築しコンプライアンスを徹底するよう求めます。

4.2 腐敗防止・贈収賄の禁止

サプライヤーの皆様には、不適切な金品の支払いや便宜の供与などの贈収賄と腐敗行為を常に識別し、防止に努めるよう求めます。また、贈収賄や腐敗行為、またはその疑いのある行為に気付いた場合は速やかにメニコンに知らせてください。

4.3 競争法違反の防止

サプライヤーの皆様には、各国の競争法（独占禁止法を含む）を遵守し、常に公正に他社と競争を行うことを求めます。供給する物品やサービスの品質と価値について正しい情報を提供し、競合他社に対して不当に優位に立つために虚偽の情報を利用したり、不利な情報を隠したり、他社の秘密情報を不正に利用

してはなりません。また、他社に対する誹謗中傷や、他社の知的財産権に対する意図的な侵害をしないことを求めます。

4.4 反社会的勢力・団体との関係排除

サプライヤーの皆様には、反社会的勢力・団体との関係を排除することを求めます。

4.5 知的財産の尊重・保護

メニコンは、自社が保有する知的財産を適切に保護するとともに、第三者の知的財産を尊重し、無断使用や著作物の違法複製を防止するなど、その権利を侵害しないよう努めます。サプライヤーの皆様にも、同様に知的財産の尊重・保護に努めるよう求めます。

4.6 社外からの相談窓口

サプライヤーの皆様には、社外相談窓口を設け、取引関係における重要なリスクに係る情報を知った関係者が、その窓口から報告できる体制を整えることを求めます。

4.7 インサイダー取引の禁止

サプライヤーの皆様には、未公表の会社情報を利用して株式等を売買することを防止する策を設けることを求めます。

4.8 利益相反行為の禁止

サプライヤーの皆様には、自社の利益に反して、自社や取引先または第三者の利益を図る行為を行わないよう求めます。また、自社の顧客や取引先の社員からの不当な要求にも応じないようお願いします。

5. サプライチェーンを通じた品質・安全の確保

サプライヤーの皆様が供給する物品やサービスの品質と安全性が当社製品に影響することを理解します。サプライヤーの皆様には品質と安全性を備えた物品およびサービスを供給するため、各国の法令・基準を遵守することを求めます。

5.1 品質管理体制

サプライヤーの皆様には、メニコンが求める品質を保証するため、サプライチェーンのコミュニケーションを大切にし、品質管理システムを確立・維持することを求めます。

5.2 品質・安全性の維持と向上

サプライヤーの皆様は、各国の法令・基準を遵守し、製品の品質および安全性の確保、ならびに品質向上に努めてください。万一問題が生じた場合には、迅速にメニコンへご報告いただくとともに、回収や品質が維持される代替品への変更など、適切な行動で対応するよう求めます。

5.3 是正措置と予防措置

サプライヤーの皆様は、供給する物品やサービスに不適合が発見された場合は、迅速にメニコンへ通知し、原因究明と波及範囲の特定、そして是正措置と予防措置を取ることをとします。

5.4 変更の事前提案

サプライヤーの皆様は、仕様、原材料や部品、製造や供給プロセス、製造場所や設備、および仕入先に対し、供給する物品やサービスの品質や機能へ影響を及ぼす可能性のある変更が生じる際は、メニコンの製品への影響を判断するため、事前に提案することとします。

5.5 国内外の品質関連規制の順守

サプライヤーの皆様には、医薬品医療機器法等の、品質管理にかかわる国内外の法令と規制を遵守することを求めます。

6. 情報管理

サプライヤーの皆様には、適用されるデータ保護法（個人情報の機密性に該当するプライバシーおよび機密保護を含む）に準じた方法で、適切な情報管理体制を構築するよう求めます。

6.1 情報管理体制

サプライヤーの皆様には、偶発的、意図的、あるいは違法な個人情報の喪失・破棄・改ざん・開示・使用またはアクセスから個人情報を確実に保護するための適切な組織構造および手順を備えるよう求めます。これには、技術的かつ組織的なセキュリティ対策、ならびにこれら要件への準拠確認に関する規則および手順が含まれます。

6.2 国外における対応

サプライヤーの皆様には、国境を越えるデータ送信に関する法律を遵守することを求めます。

6.3 個人情報ならびに機密情報の保護

サプライヤーの皆様には、取引先・第三者・自社従業員の個人情報および取引先・第三者の機密情報を入力する際に各国・地域の法令を遵守し、厳重に管理・保護し、適切な範囲で利用するよう求めます。

6.4 情報開示

サプライヤーの皆様には、企業活動に対する社会やステークホルダーからの透明性・説明責任の求めに応え、社内外に向けて、財務情報および非財務情報を適切に発信することを求めます。